## 新川地域医療連携ネットワーク

# 扇状地ネット運用管理規程

(目的)

- 第1条 この運用管理規程は、新川地域医療連携ネットワーク「扇状地ネット」(以下ネットワークという)に参加する医療、介護施設等を結んだネットワークシステムならびにこれに接続される機器及び周辺装置の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用を図り、あわせてデータの漏洩、改竄及び破壊を防止しデータの安全かつ適正な管理を図る事を目的とする。
- 2 このシステムの適応範囲はネットワークに接続された機器及びこれらを利用した紹介・連携システム、カルテ参照システムとする。

(ネットワーク設置の趣旨)

第2条 黒部市民病院における診療情報を医療、介護機関との間で共有化し、地域 における患者中心の医療の推進、医療の質・安全性の向上を図るため、ネットワ ークを設置する。

#### (管理組織)

- 第3条 ネットワークの効率的な運用及び適正な管理を行うため、扇状地ネット管理委員会(以下、管理委員会という)を設置する。
- 2 管理委員会はネットワークに参加する病院及び医院等の代表により構成する。
- 3 管理委員会に次の役員を置く
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) システム管理者 1名
    - ア 委員長は黒部市民病院医療情報部長とする。
    - イ 副委員長及びシステム管理者は、委員のうちから管理委員会の同意を得 て委員長が指名する。
- 4 委員長は委員を代表し会務を総括する。
  - (1) 委員長はネットワークの安全かつ適正な運用管理を図るためネットワーク の利用者を制限または禁止する事ができる。
  - (2) 委員長は前号の措置を行うにあたっては管理委員会の意見を聞くものとす

- る。ただし、緊急を要する場合等管理委員会の意見を聞くことが出来ない場合は事後において管理委員会に報告するものとする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故がある時には副委員長がその職を代行する。
- 6 システム管理者はネットワークの安全かつ適正な管理を行うためにシステムの 管理を行う。利用者から新たな機器接続等の申し出があった場合はセキュリティ の評価を行い許可するものとする。
- 7 管理委員会には事務局を設置する。事務局に関する条項については委員長が別に定める。

## (利用者)

第4条 「利用者」とは、医療・介護にたずさわる医師、歯科医師、薬剤師、訪問 看護を行う看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、リハビリ療法士で、黒部 市民病院に本規程で定めるネット利用申請を行い、登録された者とする。

## (利用者の責務)

- 第5条 利用者がネットを利用するに際しては、著作権法、個人情報保護法及び関係法令を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、第2条で定める趣旨以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、ネットワークを通じて入手した情報の利用は診療、説明目的での閲覧のみとし、複製・公開・提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに充分注意し、ID、パスワードを当該医療機関 職員なども含め、利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、ネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するために ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならな い。
- 6 利用者はネットワークに接続する機器でネットワーク以外へのインターネット、 メール等の外部接続を原則禁止する。
- 7 利用者は、その他、管理委員会が定めた事項について遵守しなければならない。

#### (利用者資格等)

第6条 ネットワークを利用できる者は、第4条に定める者とする。

- 2 ネットワーク利用を希望する者は、利用申請書(様式第1号)を黒部市民病院 に提出しなければならない
- 3 黒部市民病院は、前項の規定により利用申請書が提出されたときは、すみやかにネットワーク登録、ID・パスワードの発行及び接続に係る作業等を行うものとする。

#### (利用の停止)

- 第7条 ネットワーク利用を停止しようとする利用者は、利用停止申請書(様式第 2号)を黒部市民病院に提出しなければならない。
- 2 黒部市民病院は、前項の規定により停止申請書が提出されたときは、すみやか にネットワーク登録の削除等必要な処置を講ずるものとする。

## (利用の制限または禁止)

- 第8条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、管理委員会で協議の上、 ネットワークの利用を停止する。
  - (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき
  - (2) 法令等の各条項に違反したとき
  - (3) 管理委員会の定めた事項について、指導・警告にもかかわらず遵守しないとき

#### (患者登録及び削除)

- 第9条 利用者は、患者に十分にネットワークの説明を行い、患者の承認を得ると ともに、ネットワーク参加同意書(様式第3号)を病院に提出しなければならな い。
- 2 利用者は、患者からネットワーク参加同意書を受け取ったときは、その写しと ともにネットワーク参加中止届を記載の上、患者に渡さなければならない。
- 3 黒部市民病院は、利用者からネットワーク参加同意書が提出されたときは、す みやかに患者登録するものとする。
- 4 黒部市民病院は、患者からネットワーク参加中止届が提出されたときは、すみやかに登録を削除するものとする。

(利用料)

- 第10条 ネットワーク利用者は利用料を一ID当り、次のとおりとする。なお入 会金については無料とする。
  - (1) 医師、歯科医師:年間12,000円(+消費税)
  - (2) 薬剤師、看護師、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、リハビリ療法士: 年間6,000円(+消費税)

(システム保守等)

第11条 システム管理者は、ネットワークの監視、定期的なバックアップ等の保守、管理を行う。

(業務の委託)

第12条 第11条の業務について、黒部市民病院は、黒部市民病院の定める者に 委託することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成25年3月10日から施行する。

附則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月8日から施行する。